

松戸市教育委員会会議録

平成30年8月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成30年8月定例会

開 会	平成30年8月9日 (木) 午前10時より	閉 会	平成30年8月9日 (木) 12時40分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	山形 照恵	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 30 年 8 月 定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	平野 昇	21	学務課 " 課長補佐	風戸 正
2	生涯学習部 参事監	津川 正治	22	" 主幹	横山 忍
3	学校教育部 部長	久保木 晃一	23	指導課 課長	小澤 英明
4	学校教育部 審議監	笹川 昭弘	24	" 課長補佐	浦上 和茂
5	教育企画課 課長	菊地 治秀	25	" 主幹	藤中 孝一
6	" 専門監	松丸 裕幸	26	" 指導主事	成田 都百子
7	" 課長補佐	千葉 貴子	27	保健体育課 課長	大谷 直樹
8	" 課長補佐	大西 真	28	" 課長補佐	中坂 正夫
9	" 主任主事	四戸 俊也	29	" 主事	須川 直哉
10	" 主任主事	島村 仁美	30	教育研究所 所長	山口 昌郎
11	教育施設課 課長	鈴木 啓文	31	" 指導主事	蕪澤 久樹
12	社会教育課 課長	星野 敦子	32	市立松戸高校 校長	浅田 勉
13	" 課長補佐	藤谷 美伸	33	" 教頭	西野 孝
14	" 主幹	関山 純也	34	" 教務主任	阿知波 育子
15	" 主事	松木 貴裕	35		
16	" 主査	中野 典子	36		
17	スポーツ課 課長	加藤 広之	37		
18	" 課長補佐	坂本 健司	38		
19	学務課 課長	鮎川 涉	39		
20	" 課長補佐	加藤 尚美	40		

平成30年8月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成30年8月9日（木） 午前10時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

4 その他

平成30年8月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第24号

松戸市指定文化財の指定について (社会教育課)

② 議案第25号

平成31年度使用松戸市立松戸
高等学校用教科書の採択について (学務課)

③ 議案第26号

平成30年度9月教育費補正予算について (教育企画課)

④ 議案第27号

平成31年度使用小学校、中学校及び学校教育法
附則第9条の教科用図書採択について (指導課)

教育長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、2名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合は、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください、お願いします。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから、平成30年8月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山形委員にお願いいたします。

山形委員 はい。

教育長 よろしく申し上げます。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案4件となっております。

このうち議案第26号は、市長に対し意見を申し出る事項であって、市長の意思決定に係る重要な事項に属するものです。また、議案第27号は、東葛飾地区西部採択地区協議会の選定結果を受けて、各市教育委員会で教育委員会会議を開催し教科書を採択することになりますが、会議の開催期日は各市教育委員会の裁量となっております。したがって、本市も含め、各市の決定が相互に影響を及ぼすことなく採択を行うとの協議会の申し合わせを勘案する必要がございます。したがって、議案第26号、議案第27号の2件の審議を秘密会としてはいかががお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第26号、議案第27号の2件の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第26号、議案第27号の2件の審議は秘密会といたします。

なお、議案第27号の結果につきましては9月1日以降に公表することといたします。また、秘密会は議事録をとっていないところですが、議案第26号、議案第27号につきましては記録を残したいと考えています。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。

では、ここからの議事進行は山田教育長職務代理者をお願いいたします。よろしくお願ひします。

◎議案第24号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第24号「松戸市指定文化財の指定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いします。

社会教育課長。

社会教育課長 1ページ、議案第24号「松戸市指定文化財の指定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、市の区域内に存在する文化財のうち重要なものを松戸市指定文化財として指定し、その保存及び保護を図るためでございます。

本件は、ことしの3月8日開催の教育委員会会議におきまして、松戸市文化財審議会への諮問について議決いただきました西原文書及び豊前氏古文書の2件の文化財についてでございます。ことしの3月28日及び6月25日に文化財審議会を開催し、審議の結果、議案書2ページの1(1)及び2(1)にありますように、指定については適当と認められるとの答申を文化財審議会会長よりいただきました。

文化財審議会からの答申の具体的な内容は、3ページ以降の松戸市指定文化財調書に記載のとおりでございますが、概要を申し上げますと、西原文書及び豊前氏古文書は、ともに戦国時代の実態がさまざまな側面からつづられている貴重な歴史資料であり、中世の松戸の様

子がわかる古文書として価値が高く、貴重なものであるということから、文化財として指定することが適当であるとの判断がなされたものでございます。

こうしたことから、松戸市文化財の保護に関する条例第4条第1項の規定に基づき、松戸市指定文化財への指定についてお諮りするものでございます。ご審議のほど、よろしく願います。

教育長職務代理者 議案第24号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

資料を見ていただいて、これは諮問するとき一度拝見したものかと思えます。改めて答申されたということですが、いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 ちょっと確認したいものなんですけれども、今回の西原文書は10件あるわけですが、これは、ここに書いてあるように、昨年でしたか、博物館で行われた本土寺と戦国の社会展で展示されたということで、私も見た記憶があるんですが、これは現在もこの博物館で見ることができるものなのかというのが一つと、西原文書というのはこの10件以外にも、まだほかにもあるんでしょうか、それともこの10件だけなんですか。

教育長職務代理者 所在地として松戸市立博物館と載ってはおりますけれども、拝見できるのかどうか。

社会教育課長。

社会教育課長 現在は展示はしておりません。また企画展等を企画する中で展示していくことになろうかと思えますけれども、今後の予定としまして、大変貴重なものでございますので、複製をつくるというような案も出てございますし、今年度、30年度の博物館の講座の中で、戦国時代の資料を読むというような講座も予定されておりますので、そういったところでご紹介はさせていただくことになろうかと思えます。

西原文書につきましては、10件以外にあるかどうかということですが、今のところは博物館では10件しかないということですが。

教育長職務代理者 所蔵している全ての文書について今回、指定がされるということですが。

ほか、いかがでしょうか。

ご紹介がありましたとおり、先だって2年前ですか、1年前かの企画展で私も拝見をいたしました。歴史にご興味のある方にとって非常におもしろい時代のことで、今後もより研究

が進むとよろしいのかなというふうに思います。

武田委員、いかがですか。

武田委員 このことに関しては一切、本当によかったなと思っております。それで、今回資料をつくってくださるのに、カラーでもう一度掲載して下さって、非常に、以前見たときのことを思い出すような配慮をいただいて、ありがとうございます。これを前回、3月に審議したときに、40年前の資料からまた関連づけて新しい事実がわかってというような流れもあって、そういった活動をずっと学芸員等の方々が常に目を配ってくださっている結果でこういった形で生まれたのかなと思って、非常にいい流れができていて、ご研究されていることをありがたく思います。こういった流れがまた、歴史上の大きな名前もこの西原文書にはいっぱい出ていますので、文化財として確定することで、他市とかほかの自治体の文化財との関連づけとか、あるいはこの松戸の文化財がよその美術館で公開されるとか、そういった発展した形での展示など、あるいは交流などの研究が進むと、非常に松戸市にとってもいいことだと思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

豊前氏古文書のほうは、指定理由のところによりますと、神奈川県立公文書館が所蔵する豊前氏古文書15点とともに間宮家の所蔵であったというようなことで、関連するものがほかのところにもあり、学芸員の方々のネットワークでいろいろな情報がさらにつながるといいなというところかと思います。

それでは、特によろしければ、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第24号を採決いたします。

議案第24号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第24号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第25号

教育長職務代理者 次に、議案第25号「平成31年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 よろしくお願ひいたします。議案第25号「平成31年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」ご説明いたします。

平成31年度使用教科書の選定関係資料をさきの定例会議後に事前配付をさせていただきました。本件は松戸市立高等学校管理規則第19条の規定に基づき、その採択をしていただくために提案するものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明をいたします。

まず、さきの定例会議後にお配りいたしました関係資料のインデックス、一覧表の1ページ目、様式1の1をごらんください。使用選定教科書一覧表でございます。右端の新規に丸をつけた教科書が今回、新規に採択の対象となる教科書でございます。したがって、新規欄に丸をつけていない教科書につきましては、前年度以前に採択いただいている教科書を継続して使用することになります。

続いて、ページを1枚進め、様式1の2をごらんください。右端の難易度についてご説明いたします。教科書の難易度につきましては、各教科担当教職員の判断に基づいて、基礎的なものをA、発展的なものをC、普通をBと記載しております。例えば、この表の一番下の行にあります英語表現の教科書「V i s i o n Q u e s t E n g l i s h E x p r e s s i o n I I A c e」がCとなっております。これは国際人文科3年生の履修科目で使用いたしますので、高度な学習にたえる教材として選定された教科書であるためです。

ページを1枚進め、新規選定教科書採択調査票をごらんください。表右側の採択の方針欄は、インデックス、方針のページにある松戸市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針の各項目にそれぞれの教科書が適合していれば丸を記入しております。事務局で事前に調査した結果、全ての教科書が採択の方針に合致しておりましたことをご報告いたします。

なお、採択に関する方針、選定の観点につきましては、昨年度と変更がないことをつけ加えます。

最後に、インデックス、理由書のページをごらんください。使用教科書選定理由書でございます。幾つかの例を示してご説明をいたします。

インデックス、国語から1ページを進め、2枚目のページをごらんください。科目名の国語表現では、1、内容の(2)内容の精選にあるとおり、小論文や自己PRなど実践的な演習例が取り入れられ、実社会で生かせるものとなっている、さらに志望動機の書き方やプレゼンテーションの仕方など生徒の進路実現のために活用できる点が評価されております。

同様にインデックス、理科から4枚ページを進め、5枚目のページをごらんください。科

目名の化学では、1、内容の（1）教科の目標への適合にあるとおり、観察、実験などを行い、自然に対する関心や探究心を高め、化学的に探究する能力、態度を育成でき、基本的な概念や原理、法則の理解、科学的な自然観を育成するという目標に適合している教科書であると評価をしております。

このほか、教科書の選定経過等につきましては、松戸市立松戸高等学校長からご説明申し上げます。なお、質疑応答につきましては、松戸市立高校校長及び教職員に対応いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

教育長職務代理者 説明は一旦これでよろしいですか。

議案第25号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

高等学校長、お願いします。

市立松戸高等学校長 今、課長のほうからお話がありましたとおり、経過については私のほうから説明させていただきます。改めまして、松戸市立松戸高等学校長、浅田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教科書選定の経過についてご報告させていただきます。お手元の資料5枚目、インデックス、経過報告書をごらんください。

5月9日、県教育委員会主催の高等学校教科書選定連絡協議会に教務主任が出席し、教科書選定に当たっての説明を受けてまいりました。また、5月11日付、松戸市教育委員会学務課長發文書、平成31年度使用教科書の選定についてにより、松戸市立高等学校使用教科書の採択に関する方針及び選定の観点にのっとり厳正に選定することなどの指導がございました。以上のことを踏まえまして、5月15日、教務部において選定の方針及び観点、選定の手順、手続を確認し、各教科主任に連絡をいたしました。

具体的な内容につきましては、お手元の資料の次のページ、方針の2、教科書の選定をごらんください。この方針に示された各事項に基づき、できる限り多くの教科書を比較検討し、最も適切な教科書を選定すること、さらに、次ページにあります観点に基づき慎重に選ぶよう指示しております。

経過報告書にお戻りください。5月15日から各教科において教科書の選定作業を開始いたしました。5月31日までに各教科会で選定教科書一覧並びに選定理由書が作成され、教務部に提出されました。その後、6月1日から教頭の指導のもと、教務部において提出された選

定教科書一覧、選定理由書等が適切であるかを確認しながら取りまとめ作業を開始いたしました。そして、6月8日、校長、教頭、教務主任及び教科書係で、各教科における選定教科書一覧、選定理由書、選定経過報告書等について記載内容を最終確認した上で平成31年度使用教科書を決定し、6月12日、松戸市教育委員会に報告したところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

先ほど、質疑及び討論に入ると申し上げましたが、訂正いたします。続けた説明を校長にいただきまして、ここから質疑及び討論に入らせていただきます。失礼いたしました。

いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。1点、教育課程表のところで質問で、平成31年度1年生用の部分で普通科と国際人文科と続いて、その後に平成31年度2、3年生用となって、各教科、科目が書いてあるのですが、科目の量の差が、さきの2ページのほうが科目数が多くなっていて、後の31年度2、3年生用というのは科目数がボリュームとして少ないのは、31年度から学校の方針が変わって単位制になることで科目が増えているのかというところを確認したかったです。

例えば、平成31年度の2、3年生用だと、今回採択された教科書、音楽Ⅲがあったんですが、31年度の音楽はⅡまでしかないというような形で、科目数のところの変更というのは、学校の教育方針が変わったので科目が変わったというところの理解でよかったかの確認です。

市立松戸高等学校長 お見込みのとおりでございます。まず、単位制への移行で大きく変わるポイントとして、上級学年での選択科目、進路に応じた選択科目ということが多数になりますので、その分、3年間の科目構成が、今までは3年生で教えていた科目を1年生に回してというような形での対応をとっておったりする場面もありまして、全体が、来年度の2、3年生については週30時間の授業ということなんですけれども、平成31年度、単位制以降時の学年からはボリュームが増えまして、31時間の実施ということで、これは2年次以降も同様ということになります。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほか、いかがでしょうか。

山形委員、続けてどうぞ。

山形委員 続けて質問で、難易度のところで1つ。様式1の1にある科学と人間生活、国際人

文科、Aとなっているところです。個人的に、この科学と人間生活というのがどんなことを学ぶのかなというところで知りたかったんです。理由書に、国際人文科の子供たちは理科に接することが少ないのでA難度というようなことが書いてあったのですが理科とも違う、理科というか化学、カテゴリーとしてどんなことを学ぶのか、これは私の興味かもしれないんですけども、質問で聞いてみたいなと思ったところです。教えていただけますか。

市立松戸高等学校長 お尋ねにお答えいたします。科学と人間生活という科目名がなかなか一般になじみがなくて、学校独自の科目なのではないかというようなお考えもあるかもしれませんが、これは現行の学習指導要領に定められた理科の科目でございます。お見込みのとおり、基礎的な内容を中心に勉強しまして、ここで学んだ内容をもとにさらに発展的にとなっていくんですが、国際人文科の場合は文系の学びに特化した専門学科ですので、理科の学びが少な目に、基礎的な内容を中心という形になっているというふうなご理解をいただければと思います。よろしく申し上げます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。我々の経験した教科と違うという、時代が違うとなかなか理解がしにくいということで、地学とか物理とか生物とかをやっていた時代の人たちの、今ちょっと、会議になっておりますので。

いかがでしょうか。

市場委員。

市場委員 高校の教科書を毎年見っていますが、結構、教科書が変わるものだなという印象を持っています。変わるにはそれなりの理由があつてのことだと思いますし、今回こういう教科書を選択した理由はもちろん理由書に書かれているんですけども、一般的なことが理由書として書かれていて、じゃ、前の教科書とどう違って、前の教科書がどう悪かったのかということがわかりにくいです。少なくとも変わったものについて、なぜ変わったのかということをもうちょっとわかるように記載していただくと、我々の理解が進むかなと思います。

特に、今回、総合英語が全部変わっていますよね。去年はクラウンでレベルCだと書いてあるんです。それが今回変わってレベルBになったと書かれています。生徒さんの実態とかに合わせてとかということかもしれませんけれども、もうちょっと変わった理由がわかるような資料をつくっていただくとありがたいという、意見というか、今後のご参考にしていただきたいと思います。

教育長職務代理者 意見でよろしいですか。特に、レベルの差については、何かコメントいた

だけるようであれば。校長先生でよろしいですか。

高等学校長、お願いします。

市立松戸高等学校長 こちらはご指摘のとおりで、選定理由書の書式が、なぜ変わったかというのをお示ししづらいような形になっておりますので、担当課と相談しまして、来年度以降、何らかの形で書面でお示しできるような方向で考えていきたいと思っております。

教科書が変わるのには大きく2つの理由がありまして、一つは、新たに改訂された場合、同じものでも改訂された場合には新規ということでお示しさせていただいております。もう一つは、教育界に求められている大きな傾向の変化とかがあった場合に、前年度まで選定していたものが不具合があるというような場合には、それに合わせて、それから、生徒の実態が変わったときですね、こちらの場合も教科書を新たに選び直す必要が出てくるといふこととなります。

今回の新規のものにつきましては7点ございますが、そのうちの2点につきましては新たに検定を受けたものということで、こちらが教科書でいいますと音楽Ⅲの「Joy of Music」と、外国語、コミュニケーション英語Ⅲの教科書でございます。改訂のため、新規ということでお示ししております、それ以外につきましては、先ほど申し上げたような事情を勘案して新たに選定し直しているというようなところでございます。よろしく願いします。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊藤委員。

伊藤委員 理由書を拝見させていただいて、ちょっと気になったんですけれども、例えば、2つ目の教科書で、国語表現のところ、市松の生徒への一つの評価、一般的なものだと思うんですが、書くことの苦手な本校生徒を喚起するのに適した教材ということで、今回はそれに該当するのが新規になっているので、そういったことを考慮しながら選ばれたのかなというふうに思うんですけれども、さらに、いろいろ視覚的な学習効果を高めるということが強調されておられて、それが一つの採用理由になっているということが国語の表現でうかがえるんですが、それと類似したような感じで、例えば現代社会の教科書の理由書とか、あるいはその少し後にある政治経済についても同じような表現で、生徒の読解力が低下しているという現状が考慮されて、理解力を助ける視覚教材を取り入れるというか、そういったような観点で、やはり今の校長先生の判断としては、市松の生徒のそういう読解力とか、あるいは

書く力が少し弱まっているというか、そういったものを考慮に入れながら、かなり教科書選定に力を入れられたというようなふうに理解してよろしいのでしょうか。

それが1点と、もう一つ、世界史なんですけど、これはちょっと私の要望みたいなものなんですけれども、世界史Bのところの理由書にあるんですけれども、世界史の教科書としては難しいほうだと、ただ、実際に授業で使う場合には内容を取捨選択していくことが必要になるので、必ずしも分厚い教科書でも全部を頭からやる必要はなくて、選抜してやるというようないろいろな教育方針というか、実際の教育方法がとられるのかなというふうに思いますけれども、その下にもあるように、国際交流の盛んな本校の生徒とか、あるいは国際化時代に対応した教科書だというような理由づけをされているのであれば、私の経験から言うと、どうしても世界史というのは、頭から始めると、ついつい古代史とかそういったものにどうしても時間をとられて、現在の国際情勢とかそういったものを理解するのに必要な現代史とかそういったものがついつい駆け足になりがちですので、今はその辺がどういうふうに考慮されているのかどうか、ちょっとわかりませんが、やっぱり先生の、どうしてもそういう方針としては、最初から力を入れてやっていくというようなことになりがちですので、そういうことを考慮しながら、古代史とか中世は割とさらっと流して、むしろ現代に力を入れるというようなやり方で、ぜひお願いしたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いします。

教育長職務代理者 2点目のご意見ですね。1点目はいかがでしょうか。

高等学校長、お願いします。

市立松戸高等学校長 まず、2点目のご要望に関しましては、持ち帰りまして学校教育に反映させたいと思います。よろしく願いいたします。

1点目の読解力と書く力についてですが、私、国語なので担当分野ということもあるかもしれませんが、日常にさまざまなICT機器などが生徒の身近なものとなる中で、ちょっとそういう点が失われつつあるというのは、市立松戸の生徒だけではなくて高校生全体に見られる部分があると思いますので、一つには、そういう部分を補うために視覚的な要素というのを教科書選びの項目として大事にしなければならないということがある一方、そういった部分についての力をきちんと高等学校教育の中で育ていかなければいけないということも肝に銘じて取り組んでいかなければならない点だというふうには理解しております。よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ご認識として、市松がというよりも、この世代、こういう環境の中でそう

いう影響があるというふうに理解している、認識しているということでしょうか。伊藤委員、よろしいでしょうか。

伊藤委員 特に現代社会とか政治経済という分野になると、生徒の読解力が低下しているのを補うというか、それを高めるために、視覚教材、つまりそういう目で見てすぐわかるようにするというのを、教科書でそれで理解させてしまうというのが、果たして本当にそれで読解力を高めることにつながるのかなと思います。どこでもどんな資料でもいつもイラストとかなんかで視覚に訴えるようなものが必ずしもあるとは限らないので、やっぱり読解力を高めるためには、ある程度のいろいろな文章とかそういったものを読み込むというか、そういったものをやっぱり訓練としてやっていかないと、そういったものを教科書を通じて確かめていかないと、いけないと思います。読解力が低下しているという認識を持たれていて、読解力をどうやったら高められるかということであれば、果たしてそれでいいのかなという感じがして、依然として理解できないですね。

教育長職務代理者 これは、かなり本質的なところだと思いますので、よくイラストとか挿絵とかに影響されるということ武田委員が、教科書選定に関してご指摘もされていたこともあります。教科書という場でそれを実現するのか、ふだんから本を読み、文字の中からイメージがちゃんと広げられる、この力があるのかどうかというところで、読書量の問題なのか、あるいは今、電子書籍なんかもタブレットで読むような本というものが、いわゆる書籍として言われております。あれも脳の中でどういう作用で、本当に紙の本を読むのと同じようなことができているのかと、いろいろなことが背景にありそうな気がいたします。ちょっと問題提起がありましたので、何か市場委員。

市場委員 タブレット云々は全くわかりません。僕も伊藤委員がおっしゃるように、文章を読んで理解するという力は、当分の間は大事な力として人間の能力の中で必要なものとして残るんだろうなという気は漠然とはします。そういう観点からも、確かに教科書選定の場において読解力を高めることを考慮することも必要なんだろう、視覚的でわかりやすければいいというものではないだろうなという気はしますが、そこは多分バランスの問題になるので、どこが最適解なのかは僕にもよくわかりません。

教育長職務代理者 山形委員も何か。

山形委員 最近読んだ本で、左脳で覚えたことが活用しないと10年後に5%しか残らないというのを読んで、脳の科学の仕組みからすると、イラストや形式で見たものが逆に残ることがあるかもしれません。脳科学の中でそういうことも言われていたり、ICTがある前提で生

まれてきている子供がたくさんいる中で、書く力と読む力も、発達のグラデーションによっては困難な子もいるということも配慮しながら、教育の中にユニバーサルデザインという視点も外してはいけないのかなという中で、読書量と、自分自身もちろん娘たちはICTを使っていて、書く力は弱っているというのもあるので、そのうまいバランスをとっていくのが難しいところなのかと思ったりして、今のお話を聞いていました。

教育長職務代理者 武田委員、よろしいですか。

武田委員 そうですね、松戸市は小中学校を通じてと、書くとかそういうところには非常に力点を置いて育ててきている子供たちが大勢いるので、すばっと弱くなっているというふうに言葉にされることが非常に重くのしかかるというか、願わくば得意であってほしいというところの年齢だと思えますね。社会全体的にそういった力が弱まってきているというのは昨今よく言われていることなので、大人になる一歩手前の段階、ここでぜひ書く力、読む力は自分の強みになるような形で卒業して行ってほしいというのが、切なる願いだと思います。ただ、それが何の影響かというのは端的には申し上げにくいというのが、自分たちの育った時代と大分違っているのです。それは難しいと思います。ただ、易しくすることで理解力が余計に上がるのか、あるいはそれが逆方向なのかということは、トライしてみないとわからないので、いろいろな模索をしてくださっているんだなというふうには、理由書を見ていて、私は思っておりました。

その件とはちょっと離れるか、近いかわからないんですが、音楽Ⅲのところの新規の教科書の中で、古典を扱ってというところがありまして、具体的には、趣意書のほうを見ますと、俊寛を取り上げているんですね。国際人文科というところは、国際人になってくれる英語の能力の高い子供たちが育ててほしいという科だと思うので、ぜひこういうものは本当にきちんと取り組んでいただきたい。俊寛は能も文楽も歌舞伎も日本の古典芸能の中でもすごく人気があってよく演じられている演目なので、内容もわかりやすいですし、この3つの差を知らないで大人になる子が非常に多いというのが日本人として怖いというふうには私はいつも思っていて、外国人の方とコミュニケーションが多くなり、国際的な舞台に立ちたいと思う子供が育っていくこの国際人文科であるのであれば、歌舞伎が見たいと言った外国人に対して、能も見てみたらどうだろうか、文楽というのものもあるよと、その違いはどうなのと聞かれたときに、こう違うんだよと軽く英語で答えられるような、そんな能力がついていたらとても美しいなというふうには常々思っているのです。この鑑賞教材は私、すごくいいなと思って、うれしく思っていました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

校長先生、コメントありますか。お持ち帰りくださいませ。

ほか、いかがでしょうか。

教育長、お願いします。

教育長 いろいろご意見ありがとうございました。今回の採択ではなくて、今後のことなんですけれども、新しい学習指導要領にそのうちなると、いろいろな要素が、そしてまた、選択教科も増えるということも含めて、本年度までの日程で大丈夫なのかなという懸念が少しあるんですけれども、その辺はいかがですか。

市立松戸高等学校長 ご指摘のとおり、この後の日程、かなり厳しくなっておりますが、県のほうでも今、新学習指導要領についての文部科学省からの伝達事項の伝達協議を高等学校の教員向けにしております。管理職についても近々予定されているところですので、そうした情報をきちんと捉えて学校全体で共有しながら進めていかなければならないというふうに思っております。科目数や単位数などを眺めていくと、今の週30時間というようなことを標準とするようなものではおさまりにくいんじゃないかというような話もありますので、取り急ぎ単位制に向けての教育課程の編成ということでここまで取り組んでまいりましたので、今後、新学習指導要領に向けて、新しい教育課程の編成に向けて、早急に準備を進めてまいりたいと思います。

教育長 ありがとうございます。その際に、県立との連携といいますか、いろいろな課題解決のチームワークというところはどのようになっているんですか。

市立松戸高等学校長 ご存じのように、校長協会、それから県立高等学校の場合は教頭副校長協会と申し上げるんですけれども、そうした集まりがございまして、それぞれの研究部会がありまして、教育課程について研究するような場がございまして、そういったところから得た情報をまず、きちんと反映していくことと、先ほども申しあげましたように、県教育委員会主催の研究協議会や説明会に市立松戸高校の職員も出席させていただいておりますので、そういったようなところから得た情報を反映していくということで、県立高校との足並みがそろわないというようなことがないように努力していきたいと思っております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

ないようでございますので、これもちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第25号を採決いたします。

議案第25号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第25号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第26号

教育長職務代理者 次に、議案第26号「平成30年度9月教育費補正予算について」と、議案第27号「平成31年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」の2件を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第26号、議案第27号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いいたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、生涯学習部参事監、教育企画課長、学校教育部長、学校教育部審議監。以降、指定する職員は各議案で入れかえをお願いいたします。

議案第26号について、教育施設課長、社会教育課長、社会教育課長補佐、社会教育課主査、スポーツ課長、スポーツ課長補佐、学務課長、学務課長補佐、指導課長、指導課長主幹、保健体育課長、保健体育課長補佐、保健体育科主事、教育研究所長、教育研究所長補佐、教育企画課長補佐、教育企画課主査。

議案第27号について、指導課長、指導課長補佐、指導課指導主事、教育研究所長、教育研究所長補佐、教育研究所指導主事。

以上です。

ここで一旦、休憩を挟みます。再開は10分後といたします。休憩中に、議案第26号に指定された職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いいたします。

(休憩)

(再開)

教育長職務代理者 それでは、再開いたします。

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 では、議案第26号「平成30年度9月教育費補正予算について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

教育企画課長。

教育企画課長 それでは、平成30年度9月教育費補正予算についてご説明をさせていただきます。資料のほうは38ページでございますが、着座にて失礼いたします。

説明に入る前に、まず、資料の40ページをお開きください。学校体育支援事業の欄なんです。保健体育総務費の一番下段、事業名の2行目、学校体育備品整備業務というふうに表記してございますが、こちらのほうは部活動支援関係業務となりますので、ご訂正をお願いしたいと思います。

それでは、改めてご説明をさせていただきます。本件は、平成30年度9月教育費補正予算について、9月定例市議会に議案を提出するよう市長に申し出るものでございます。

提案の理由でございますが、平成30年度9月教育費補正予算を要求するためでございます。

それでは、資料38ページをお開きください。初めに、歳入についてご説明をいたします。

一番上の段、国庫支出金、教育費国庫補助金のうち小学校費補助金9万3,000円と、その下の段の中学校費補助金12万5,000円につきましては、平成30年度より特別支援教育就学奨励費の新入学用品費の国庫補助対象限度額が増額となったため、増額分の補正を行うものでございます。

次に、上から3段目、県支出金、保健体育費委託金の補正額45万6,000円につきましては、平成30年度より県の部活動指導員配置モデル事業が開始されることに伴い、部活動指導員を設置する市町村への補助金を受けるため、補正を行うものでございます。

その下、県支出金、教育総務費委託金の補正額20万円につきましては、千葉県オリンピック・パラリンピックを活用した教育の取組方針に基づき、教育推進校の指定を受けた2校への委託金を受けるため、補正を行うものでございます。

その下、寄附金、教育総務費寄附金の補正額6,000円につきましては、寒風台小学校PTAから寄附があったため、補正を行うものでございます。

その下、寄附金、保健体育寄附金の補正額6万円につきましては、松戸中央ライオンズクラブ外1件から寄附があったため、補正を行うものでございます。

その下、諸収入、雑入の補正額392万円につきましては、火災で焼失した旭町中学校の体

育倉庫建屋の復旧工事に伴って建物総合損害共済を受けるため、補正を行うものでございます。

その下、市債、小学校債の補正額130万円につきましては、上本郷第二小学校の屋内体育館改築工事におきまして公共工事設計労務単価の特例措置運用に伴う増額があったため、補正を行うものでございます。

以上、歳入の補正額は616万円の増額でございます。

引き続き、歳出でご説明いたします。資料41ページをお開きください。以降は全て教育費となります。

一番上の段、国際理解教育推進業務の補正額6,000円につきましては、寒風台小学校PTAより指定寄附があり、国際理解教育関係指導用書籍等購入のため、補正を行うものでございます。

39ページでございます、すみません。

その下、オリンピック・パラリンピック教育推進業務の補正額20万円につきましては、千葉県オリンピック・パラリンピックを活用した教育の取組方針に基づき、教育推進校の指定を受けた大橋小学校と第五中学校の2校に対し、県の委託費を活用した授業を行うために、この補正を行うものでございます。

その下、小学校児童就学事務業務の補正額355万4,000円につきましては、平成29年度より国の要保護児童生徒援助費補助金の補助対象者が拡大したため、援助が必要な保護者に対する新入学用品の小学校入学前支給を行うこととなりましたが、それに伴うシステム改修費用等について補正を行うものでございます。

また、その2つ下、小学校要保護及び準要保護児童就学援助費の補正額1,782万4,000円につきましては、新入学用品の小学校入学前支給開始のための補正と、特別支援教育就学奨励費の新入学用品費の国庫補助対象額が増額になったための財源補正をあわせて行うもので、40ページの上から2段目の中学校要保護及び準要保護生徒就学金援助につきましては、補正額はございませんが、先ほどと同じ理由で国庫補助対象額が増額となったための財源補正を行うものでございます。

続きまして、40ページの上から4段目、小学校等施設維持管理事業、校舎等改修業務の補正額6,200万円と、40ページの最上段、中学校等施設維持管理事業、校舎等改修業務補正額5,650万円につきましては、小学校は北部小外3校の、中学校は一中外1校のブロック塀、万年塀の撤去、新設を行うほか、施設設備の保守点検等において指摘を受ける等、早急に改

善を求められている事項について安全確保を図るため、緊急に修繕や工事を行うために補正を行うものでございます。

続きまして、39ページの最下段、小学校施設整備事業の継続費、補正額148万9,000円につきましては、上本郷第二小学校の屋内体育館改修工事において公共工事設計労務単価の特別措置運用に伴う増額があったため、補正を行うものでございます。

40ページの3段目、中学校施設整備事業の補正額767万9,000円につきましては、旭町中学校の体育倉庫が火災により焼失したため、倉庫の復旧を行うことが、今年度中に復旧完了の必要があるため、補正を行うものでございます。

その下、美術品管理業務の補正額6万7,000円につきましては、平成30年2月5日付で寄附があり、所蔵する絵画作品の額縁を購入するため補正を行うものでございます。

その下、スポーツ振興基金積立金の補正額71万円につきましては、平成30年2月14日付の寄附ほか6件の寄附があり、基金に積み立てるため補正を行うものでございます。

その下、学校体育備品整備業務の補正額10万円につきましては、平成30年2月23日付で朝日中学校への火災見舞いとしての寄附があり、体育物品の整備を行うため補正を行うものでございます。

41ページ、学校体育備品整備業務の補正額158万4,000円につきましては、平成30年度より県の部活動指導員配置にかかわるモデル事業が開始され、部活動指導員を設置する市町村への補助金が交付されることに伴い、本市でも部活動指導員配置を開始するため補正を行うものでございます。

以上、歳出の補正額は1億5,103万4,000円の増額でございます。

ご説明は以上でございます。

なお、ご質問等につきましては各担当課からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。ご審議のほど、お願いたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第26号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

塀の撤去等はこの間の事故を受けてのこと、緊急に行われたと。

いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 3点ほどお願いたします。

まず、千葉県のオリンピック・パラリンピックを活用した教育の取組方針に基づく増額なんですけれども、大橋小学校と第五中の2校に対してまた新たな事業を行うということで補正になるようなんですが、前回説明を受けたかもしれませんが、ちょっと覚えていないので、補正前の18万5,000円で何をやり、今度20万円の増額分で一体どんな事業を行われるのか、教えていただければと思います。

それから、小学校と中学校のブロック塀の件については、今お話があったように、この前の地震で緊急点検を行って、やるものだと思うんですけども、外3校とか外1校とかと書いてあるんですが、どの学校なのか、全体を教えてください。それから、これ以外に、緊急点検をした結果、補修をしなければいけないのはこの学校で全てなのかどうか、まだ若干、来年度またやりたいものがあるのかどうかとか、その辺を教えてください。

それから、41ページの、1つあるのですが、モデル事業が開始されて、この部活動指導員の配置を始められるようなんですけども、参考までに、具体的にどのような部活動に対して指導員が配置されるのかということも教えていただければと思います。

教育長職務代理者 3点でございます。それでは、まず、オリンピック・パラリンピックからいきましょうか。

指導課長。

指導課長 初めに、オリンピック・パラリンピックの件でございますが、まず、補正前の額18万5,000円につきましては、これは人権啓発の資料費でございます。今回の20万円につきましては、6月に県の議会で補正予算が可決され、その後、県と松戸市の間で締結されるものでございます。そういった形で9月に補正予算を行うものとなります。

2校の内容につきましては、まず大橋小学校につきましては、昨年度に引き続き、21世紀梨の栽培を通してドミニカ共和国との交流を図るものでございます。次に、第五中学校につきましては、第五中学校にはオリンピックの強化指定選手がおりまして、そういったことを通して、学校の教育目標であるスポーツを通じた人間教育を進めたいということで進めているところでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 指導課長は以上ですね。その点だけ、大丈夫ですか。

伊藤委員 ありがとうございました。

教育長職務代理者 それでは次に、ブロック塀。

施設課長。

教育施設課長 39ページ、小学校費の小学校施設維持管理事業の中の北部小学校外3校のブロック塀、万年塀につきましては、外3校というところは、高木小学校、六実第三小学校、矢切小学校でございます。続いて、40ページの中学校費の同じく施設維持管理事業のうちの第一中学校外1校のブロック塀等につきましては、古ヶ崎中学校でございます。

このほかに学校があるかというところなんですが、既に公表させていただいております点検結果の報告の中で、常盤平第二小学校がございます。こちらについては既に撤去を行っておりまして、撤去部分の経費がそれほど大きくないということもございまして、こちらの予算には反映せずに、新たな設置を行う予定となっております。そのほかに、この緊急点検の後にまた点検を継続しているところがございますが、その中で、小金南中学校、こちらのほうの塀も今後の対象とさせていただくところがございます。現在こちらの予算の要求の計上の中では含まれておりませんが、内部を調整させていただきながら復旧の作業を行っていきたいと考えております。

また、点検あるいは調査は引き続き今後も行っていく予定でございますので、新たに発生した時点で、またその都度、対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

その後は、部活動支援指導員ですね。

保健体育課長、お願いします。

保健体育課長 県の部活動指導員配置に係るモデル事業の松戸市内の内容についてでございますが、3つの中学校にそれぞれ配置をする予定でございます。種目は剣道が2校、それからバスケットボールが1校です。その方々は今まで外部指導者として、ほぼボランティアという形で継続的に該当校の部活動を指導して下さっていた方々です。その方々を、制度の改正というか、このモデル事業に参加することによって、新たに部活動指導員として配置をする予定でございます。

以上でございます。

教育長職務代理人 伊藤委員、よろしいですか。

伊藤委員 すみません、1点、聞き取れなかったんですけども、ブロック塀のところ、第一中学校のほかのもう一校は、どこですか。

教育長職務代理人 古ヶ崎中学校。で、小金南中がまだこれからと。古ヶ崎中はもうこの予算の中に入っている、入っていないのが小金南中が、これから検討すると。

そのほか。

武田委員。

武田委員 39ページの3段目のところなんですけれども、ほかのところにも関連しているんですが、それに伴うシステム改修費としてというところなんですけれども、小学校のところの、その下下ですかね、支援補助金のところと関連しているんだと思うんですが、小学校から中学校というのは意外と児童たちのことも進学先が把握しているので確認がしやすいとは思いますが、小学校就学前の、要保護は制度上わかると思うんですが、準要保護児童というのをどういうふうに把握しているのかということが気になるのと、それがこのシステムというのと何か関係があるのかというのがもしあるのであれば、教えていただきたいというふうに思っております。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 就学前の子供たちの実態の把握なんですけれども、これはシステムとは直接は関係がございません。実際にはこの後、10月15日から就学時健康診断が各小学校において行われます。その際に、診断時に全ての方に文書をお配りをして、そのときに小学校入学準備金の案内文書、それから支給申請書ですね、これを同封させていただいてお配りをして、学務課のほうに申請をしていただくという形で把握をしてまいる予定でございます。あわせてホームページ等にも周知をして、学務課に問い合わせをするようにという形で周知を図っていきたくと考えております。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。システム改修355万円というのは、ちょっと具体的に言うかどうかというのわかりますか。39ページの上から3段目、学校管理費、66万7,000円を355万4,000円補正して422万円になる、小学校児童就学事務業務。

学務課長 新入学用品費の小学校入学前支給に伴って、実際にそれを支給するためのシステムを改修するという、内部で使うためのシステムの改修なんです。

教育長職務代理者 コンピューター上、そういうものを改修する必要がある。

学務課長 今までそういう処理をしていなかったの、それを実際にできるようにするための、内部処理をするためのシステム改修費でございます。

教育長職務代理者 小学校入学した後であれば既存のシステムの中でできたことが、入学前に行くということで、それに対応するようなシステム改修が必要だということ。

学務課長 そういうことでございます。

教育長職務代理者 ほか。

市場委員。

市場委員 先ほどの伊藤委員の質問ともかぶりますけれども、部活動指導員で158万4,000円というのは、3人の方に払う人件費という理解でよろしいのかということと、あとは、予算の話とは直接違いますけれども、今回ブロック塀とかの改修が必要ということだったんですけれども、学校のいろいろな施設に関する保守点検というのは具体的にどうされているのか、例えば今回のことまで壁が危険だということはわかっていなかったことなのかどうか。以前にも学校のいろいろな施設の保守点検について聞いたことがあって、定期的に行っていますというようなお話だったと思うんですけれども、学校施設全体の管理体制についてお聞きしたいんですけれども。

教育長職務代理者 保体課長、お願いします。

保健体育課長 1つ目のご質問の部活動の指導員のことについてですが、委員のおっしゃったように、まず賃金です。それから、自宅から指導する学校までの交通費が支給されます。それからもう一つ、この制度によって外部指導員には大会引率ができることになっていますので、大会の会場への旅費が含まれます。

以上でございます。

市場委員 ありがとうございます。

教育施設課長 2点ほどご質問いただいている、まず1点目でございますが、これまでの施設点検、保守点検の状況についてということなんです、毎年、年に1回、保守点検、建物に対する、あるいは施設の構造に対する点検を行っております。さらに3年に一度、建築関係の職員を交えまして施設の点検も行っているところでございます。これまでそういった点検の中では、ブロック塀あるいは壁に対する点検にも行っておりました。ただし、亀裂が入っているとか、傾きがあるとか、そういったような危険な状態であるかというようなところの点検は行ってきたところなんです、今回、大阪の地震の被害の状況を踏まえて、建築基準法の施行令にのっとった高さに対する点検というのを加える必要があるのかなというふうに考えております。これは今後、今回の緊急点検の中でも行ってきたこともございますので、来年度、点検する際にも、そういったところを踏まえて点検する必要があるのかなと。高さあるいはブロック塀の控え壁、それから基礎の根入れ等、そういった詳細な部分も含めての点検が必要になってくるのかなというふうに考えております。まだそのあたりは正式にどういった点検内容になっていくかというのは決まっておられません。

もう一点、これまでの点検を行ってきたもの以外では、非構造部材というところ、点検する必要があるとされております。躯体や建物に附属して設置しているもので、例えば照明器具ですとか窓枠ですとか、そういったところも点検の必要性があるため、そのあたりを今年度から点検を実施しております。

以上でございます。

教育長職務代理者 市場委員。

市場委員 建築について知識がないのですが、そもそも建てるときに、つくるときに、これは安全なもので適法なものかというのはチェックされてつくるものなんじゃないのかなと思って、大阪のときも明らかに高さとかが違法だったとかという話があったと思いますけれども、どうして、その様なものがつくられたのかと思っています。十分な安全管理をするためにどうするのがいいのか、現実的にどういう体制がとれるのか、僕もよくわかりませんけれども、昔、僕は八ヶ崎小学校だったですけれども、当時、父兄が学校遊具をつくったりみたいなことってあったような気がするんですよ。ああいうのも今考えると、本当に大丈夫なのかなとかと思いますけれども、学校の安全管理を全体として、施設管理をどうやるのが一番適当なのか、ぱっと僕もよくわかりませんけれども、十分検討していただきたいとは思っています。

教育施設課長 繰り返しになりますが、市場委員さんからお話しいただいているところも踏まえてですけれども、施設の点検、事故を皮切りにというのも大変なところもあるところなんですけれども、全国一斉に今回、緊急点検を行って、文部科学省も含め、国土交通省もわかりなんですけれども、そういったところからの構造的な確認ですとか、これまで見落としていたもの、これを新たに確認する必要性が高まっているところもございますので、私どももそういったところを十分踏まえて点検、確認をさせていただきながら対策を講じていきたいと思っております。

以上でございます。

市場委員 よろしく申し上げます。

教育長職務代理者 私が補足するのも何ですけれども、控え壁の数とかブロック塀の積む高さは多分、基準が変わっているんですよ。だから、今は家を建てても家と家の間の塀はかならず3段ぐらいまでで、あとは柵なんですよ、今は。昔はずっとブロックで高くできたんですけれども、絶対今はそれができないというふうに、多分それは建築法上で変わったという事情が、後から少し法が変わっているというところがあるかと思っておりますので、そういった意味で、危険はいずれにしても、今よく点検していただくということと、大阪でも話題にな

りましたけれども、どういう立場の方が点検をしていたのかあたりも、建築関係の部署から3年に一度というお話がありましたけれども、そこら辺も実行性のある点検をやっていただくということをお願いしたいなと思います。

ほか。

山形委員。

山形委員 39ページの一番上の段のところで、今回、寄附があってというところで上がってきたものだと思いますが、国際理解教育というのがちょっとわからなかったのが、教えていただきたいのが1点と、あとは皆さんが質問されたところで解消されたんですが、41ページの、先ほども出ました部活指導員に関するところで、今、部活指導員が配置されるんじゃないかと報道もあったりするので、保護者たちも結構期待が大きいところを、今やられている方に、もうボランティアでやっている方がたくさん、多分ここも3校の、選ばれて決まったと思うんですが、ほかにも、どういう方がボランティアに入っているとか、調査をされて、この3人に決定したという理解でよかったのかという点と、この部活を応援しているボランティアの方たちの、何かボランティアの保険は入っていますか。例えば、この費用がどのくらい今後出るかどうかわからないんですけども、働き方改革で、部活動が外部になれば先生たちの多忙化も解消されていくという、とても大きなものだと思うので、今回は3人ですが、全体に同じようではなくても、今現状でやっている人に交通費だけでもだとか、県の事業なので、こういうふうにやってくださいという流れだったと思うんですが、今後変わっていく、もっと全体的に配置されていくような動きがあるかどうかというところが少し詳しく知りたかったところです。

教育長職務代理者 それでは、39ページの一番上、国際理解教育関係指導。

指導課長。

指導課長 国際理解教育に関しましては、ここでは英語教育ということになります。具体的には、6,000円をいただいた中で、フォニックスの指導用の図書を購入するというものでございます。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 続きまして、部活動支援業務につきまして、ほかに全体調査はあるのか、保険等はどうか、今後広げる予定があるか。

保体課長、お願いします。

保健体育課長 今回、3校、3人をお願いをする運びとなりましたのは、まず、部活動指導員と学校の教員の顧問が両方いる場合、それから、同じケースなんです、顧問もいて部活動指導員も配置して、ただ、土曜、日曜は部活動支援員のみ、つまり学校の教員は指導に当たらないでいいケースの2つについて選びました。本当はもう一つ、そもそも顧問を置かないで部活動指導員だけが顧問、教員は顧問という職に名を連ねないということも考えたんですが、年度の途中からの開始ですので、基本的に4月から今まで顧問がいる部活が全部ですので、最後の3番目はできませんでした。ですから、最初の両方いる場合を3つ選んで、そのうち、土日は部活動指導員のみという、こういう研究をしていただくという狙いがございます。

それから、ボランティアの保険ですが、部活動指導者については完璧に学校と個人の方々が約束をしている学校支援ボランティアのような形の方々と、松戸市の場合はスポーツ課のスポーツ指導者派遣事業というのがございますので、いわゆるスポーツバンクに登録をされていて、スポーツ課を通じて学校に指導に行ってくださいの指導員の方という、まず、今やっている事業で2つに大きく分かれます。

スポーツ課さんのほうについては、いわゆる保険は当然——体育協会の保険だそうです、すみません。で、賃金も、平日が1回1,200円、土日が1回2,000円という形で——すみません、報酬ということに改めさせていただきます。いうふうに払われます。

それから、もう一つのほうの学校と直接約束をしている学校支援ボランティアの部活動の指導に携わっている方は、これは完璧なボランティアです。今お話しした2つについては引率ということができないので、ある意味、これから私どもがモデル事業でやろうとしている部活動指導員よりは気持ち的に楽に参加しているという方々の声は聞きます。つまり、引率をするというのは責任が伴うので、責任がなくて、みんなと一緒に学校の敷地内で好きなスポーツに携われるという、そういう気持ちで楽しくやっていたらいい方は多いというふうに関心しています。

ボランティアのほうの保険については、学校支援ボランティアの保険は学務課のほうで契約に入っていますので、そちらのほうで契約の範囲内で保険が適用されるというふうに認識しています。交通費のことについては今後の課題というふうにさせていただければと思います。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 いいですか。今後これが広がっていく、まず取っかかりというふうを考えていいかというのも、さっきちょっとご質問があったんですけども、今後のことについてコメントいただければと。

保健体育課長。

保健体育課長 働き方改革ということもありますが、松戸市が目指している部活動は、松戸の魅力である部活をよりよい形で、継続可能な形で進めていくということを狙いとしています。今は教員の強い使命感とやりがい、あるいは献身的な執務と、子供たちがやりたい、頑張りたいという気持ち、それから保護者の理解があって成り立っている部分が多分にありますが、この外部指導員という制度が市全体、あるいはより多くの学校で行われるためには財源も必要ですし、人材も必要ですし、あるいは教員をこれに充てるのであれば、身分の変更とか、時間で区切った身分の変更なども必要になってくる、こういう体制を整える必要があることから、今後少し時間をかけて、よりよいものを探していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

先ほど、賃金じゃなくて報酬というのは、1日の1,200円あるいは2,000円についてはですね。今度の158万円のほうは賃金というご説明がありましたけれども、それはそれでいいですか。

保健体育課長。

保健体育課長 今度のモデル事業の部活動指導員は市の非常勤職員という形になりますので、賃金という認識でお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 ブロック塀のことに戻って、追加的にお聞きしたいんですけども、今回それぞれの学校でブロック塀や万年塀の撤去、新設を行うということなんですが、山田委員から先ほどちょっと補足がありましたように、今あるのは恐らく何らかの不備があって、そういう指摘を受けて撤去して、その結果、新しいものをつくるというふうに理解していいと思うんですけども、その場合、同じ高さで、いわゆる支えの間隔をもっと狭くして法律にのっとった形で同じようなものをつくられるのか、あるいは、もっと軽いもので倒れる可能性がより

少ないものにするとか、また、完全に目隠しをすることなく例えば、下がブロック塀だけれども上は網のような状態にするとか、その辺、今までとは違うものにされるのか、どういう方針で新しい塀をつくろうとされているのかは、いかがでしょうか。

教育長職務代理者 施設課長。

教育施設課長 ただいまいただきましたご質問に対しましては、まだ構造的なもの、現在、設計あるいは積算をしているところでございますが、ただ、構造的に今回の大阪の、それ以前も熊本ですとか、地震被害を踏まえて、倒壊のおそれ、あるいは傾いて人的被害が起きないような形をとるべきというふうに考えておりますので、重量的なもの、あるいはそういった被害が起きないような軽量的なフェンスですとか、メッシュフェンスですとか、そういったものに切りかえていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

伊藤委員 そうすると、まだデザインは固まっていないし、地域によっても、その地域にふさわしいものに変えるという可能性もあるので、学校によって違う可能性もあり、そういう地形的なものも考慮しなくてはいけないとか、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

教育施設課長 全てではないんですけれども、やはり外部との視界を遮る必要があるところもございまして、目隠しのフェンスが必要だったりということも考えていきたいと思っております。それに当たっても、ブロック塀ではなくて軽量的なものを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

教育長職務代理者 いろいろですね。一中のところは卒業生の作品が張りつけてあるブロック塀でしたね、あそこはあれでしょうし、大阪のところみたいにプールの横みたいなのもあるし、そうすると、完全にやっぱり見えないように、どうするか。予算でも要求があったんだから、ある程度は目安はついていっているんでしょうけれども、それぞれの場所でそういう工事をするか、そこら辺はしっかりとお願いしたいと。

ほか、いいでしょうか。

時間も経過しましたので、大体こちらでよろしければ、質疑及び討論を終結したいと思います。

それでは、これより議案第26号を採決いたします。

議案第26号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第26号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第27号

教育長職務代理者 次に、議案第27号「平成31年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長 議案第27号につきまして、ご説明申し上げます。

内容は、平成31年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書について、別紙一覧表のとおり採択する、でございます。

提案理由につきましては、42ページのとおり、平成31年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定により、去る7月13日に開催されました教科用図書東葛飾西部採択地区協議会にて小学校及び中学校用教科用図書が選定されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に基づき、松戸市教育委員会として審議し採択していただくためにご提案いたします。よろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 それでは、ここからの議事の進め方についてお諮りをいたします。

初めに、東葛飾西部採択地区協議会の状況について教育長よりご説明をいただきます。次に、平成31年度の小学校及び中学校用教科書並びに附則第9条図書についての説明をしていただき、議案の質疑及び討論の後に採決を行いたいと思います。

それでは、東葛飾西部採択地区協議会の状況について、教育長よりご説明をお願いいたします。

教育長 平成31年度使用教科書につきましては、去る7月13日に開催されました教科用図書東葛飾西部採択地区協議会におきまして小中学校の教科用図書が選定されました。簡単にきょうまでの経過を報告申し上げます。

5月10日の教育委員会会議において、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会規約及び松戸市の平成31年度使用教科用図書の採択に関する方針について、本教育委員会会議での確認、決定をいたしました。これを受けまして、5月15日、第1回東葛飾西部採択地区協議会が開催され、同じように地区の基本方針、規約等、各教育委員会の意向も含めて確認をされまし

た。また、7月13日に第2回協議会が開催され、採択地区における各教科書が選定されたところでございます。

協議会の内容ですが、平成30年3月30日付文部科学省初等中等教育局教科書課長名による平成31年度使用教科書の採択事務処理についての通知のうち、特別の教科道德の小学校教科用図書、特別の教科道德以外の中学校教科用図書については平成31年度は平成29年度と同一の教科書を採択しなければならないとあることに基づき、別紙1、別紙2にあるように、平成29年度と同じものを使用することで全員一致の選定がされました。

次に、特別の教科道德以外の小学校教科用図書と特別の教科道德の中学校教科用図書につきましては、同じ通知の中に平成31年度使用教科書を新たに採択するとあることに基づき、採択協議会が委嘱しました専門調査員の報告と協議委員による審議を経て、投票により別紙1、別紙3のように選定されました。

なお、特別の教科道德以外の小学校使用教科用図書につきましては、平成29年度検定において新たな申請がなかったため、前回の平成25年度検定合格図書の中から採択を行いました。

また、特別支援学級で使用される学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、毎年採択をすることになっておりますので、採択協議会が委嘱しました専門調査委員の報告と協議委員による審議を経て、別紙4のように附則9条図書が選定されました。

この後、本市教育委員会会議において、本市の学校教育指導方針を踏まえ、小学校、中学校用教科用図書並びに附則9条本をご審議の上、採択いただきたく存じます。

なお、参考といたしましては、公正な採択に向けて、当教育委員会会議及び各市の採択会議は8月31日までは非公開であることが確認されました。また、地区協議会の選定結果は最大限尊重することとされており、本市採択に関する方針においても原則、同一の教科書を採択することになっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。教育長より東葛飾西部採択地区協議会におけるこれまでの経過についてご説明をいただきました。

引き続き、平成31年度使用の小学校及び中学校用教科用図書、及び特別支援用図書並びに拡大図書についてご説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長 それでは、ご説明申し上げます。

初めに、平成31年度の特別の教科道德の小学校教科用図書、特別の教科道德以外の中学校

教科用図書につきましては、教育長からもありましたように、教科書無償措置法第14条及び同施行令15条に基づき、平成29年度と同一のもの、つまり本年度使用している教科書を採択しなければならないことになっております。よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ちょっと整理しますと、といいますか、なかなかわかりにくいんですけども、今、資料のほうで43ページ、44ページ、それから45ページというふうに別紙1、別紙2、別紙3がございます。別紙1が小学校用の教科用図書、別紙2が中学校、そして別紙3が中学校の特別の教科道徳ということでございますが、東葛飾西部採択地区協議会において、本年度と同じものを使うということで、これは文科省の通達によってそのようになるというものが、小学校の道徳の教科用図書、43ページの一番下ですね、これについては通達により今年度と同じものを使うと。それから、次のページの中学校の教科用図書の道徳を除く部分、ですから別紙2ですね、については文科省の通達でことと同様のものを使うということです。それから、平成31年度から中学校の教科用図書として道徳が加わるということですね、これが45ページに相当するものになるかと思いますが、加わるということのご説明がありました。そして、学校教育法附則第9条図書については毎年採択をすると、これが46ページ、47ページに相当するもの、これは毎年の採択が行われたというようなご説明がありました。

それでは引き続き、平成31年度使用の道徳を除く小学校教科用図書、中学校の道徳の教科用図書、及び学校教育法附則第9条図書についてのご説明を改めてお願いいたします。

指導課長、お願いします。

指導課長 では、続いて、特別の教科道徳の中学校の教科用図書についてご説明申し上げます。先ほども説明いたしましたとおり、法律に基づき、採択協議会が委嘱した専門調査員の報告と協議委員による審議を経て、45ページ、別紙3のとおり選定されました。また、道徳を除く小学校使用教科用図書につきましては、43ページ、別紙1のとおり選定されました。

次に、附則9条図書につきましては、教科書無償措置法第14条及び同施行令第15条から除外されますので、毎年採択されることになっております。特に46、47ページ、別紙4備考欄の※がついております3冊につきましては、今年度新たに加わったものでございます。松戸市学校教育指導方針にありますように、一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服することができるよう、子供の実態に合わせた教科書の使用が重要と考えます。これらのことを勘案し、教科書の選択幅を広げ、松戸市の特別支援教育を充実させるためにも、別紙4の学校教育法附則第9条図書を採択したいと考えます。

以上、説明とさせていただきます。

この後、東葛飾西部採択地区協議会で選定された特別の教科道德の中学校の教科用図書及び附則9条本図書の新規本について、各担当から説明をさせていただきます。

教育長職務代理者 指導主事、お願いいたします。

指導課指導主事 それでは、説明させていただきます。

文部科学省の検定に合格した道德の教科書は8社あります。8社の教科書はいずれも考え議論する道德への質的変換を意識して作成されており、多面的、多角的な物の見方や考え方へとつながる発問を取り入れています。自我関与のみならず、問題解決的な学習や体験的な学習など主体的、対話的で深い学びを通して豊かな道德性を育てる工夫があります。道德ノートやワークシートの活用により、生徒自身が学んだことを振り返ったり言語活動を充実したりすることにつながり、教師にとっても生徒の学習状況や成長の様子を継続的に把握できるものとなっています。思いやりのある豊かな心の育成、言語活動の充実という点からも、松戸市の教育施策にふさわしい教科書であると考えます。

それでは、各教科の特徴について説明いたします。付箋が入っている教科書を中心に説明してまいります。

最初に、学校図書です。命、人・社会、世界・文化、自然の4つのつながりを大切に、生きていること、生かされていること、よりよく生きようとすることについての見方、考え方を深める学習を大切にしています。22項目全てに心の扉を用意し、内容、項目そのものの概括と、考えを深める学びの手助けとなります。それぞれの教材には、学びに向かうために考え議論するための投げかけの発問が用意されており、意見交換へとつなげています。青1の付箋ページをごらんください。このように、内容項目によっては2教材を用意しているものもあり、複数の感動を覚える教材をそろえています。

次に、教育出版です。上から2番目の教科書となります。青2の付箋ページをごらんください。ここには補充教材として5本掲載されています。学校や生徒の実態に応じて弾力的に使える教材で、重点化したい指導内容をより深めたり、地域教材として活用したりすることができます。これまで長く指導され親しまれてきた定評のある教材も掲載されています。2年生の教科書ですと、黄色の付箋ページの4教材があります。それぞれの教材の末尾には学びの道しるべを設け、教材理解だけでなく、物事を自分に引きつけて考えたり、多面的、多角的に考えたりする際の助けとなる発問を示しています。対話的な学びをさらに深めることで、道德的諸価値についてのより一層の理解を促します。

それでは、上から3冊目の光村図書です。生徒一人一人がみずから考え、ともに学び合うことによって、よりよく生きる力を育むために、考えたくなる、語り合いたくなる、動き出したくなることを大切にしています。青3の付箋ページをごらんください。付録、学びの広場では、小学校の道徳での定番教材を補充教材として収録しています。中学生に成長した今の考えを改めて語り合うことで深い学びにつなげることができます。黄色の付箋の目次ページをごらんください。1年間の道徳の学びを4つのシーズンに分けて、それぞれ学びのテーマを設けています。シーズン1、みずから考えて、シーズン2、仲間とよりよい生活を送るために、シーズン3、広い視野で、シーズン4、ともに学び合いながらというテーマのもと、1時間の学びが単独ではなく有機的に結びつくよう、ユニットを設けて複数の教材で構成しています。

それでは、4冊目をごらんください。日本文教出版です。みずから考え、学び、一人一人が誇りを持った生き方ができるようにサポートする「主体的な学びを！」。考え議論する道徳科となるよう対話的な学びをサポートする「授業に躍動感を！」。今これからの社会の課題にしっかり対応し、深い学びをサポートする「社会を創造する道徳教育を！」。この3つを特色に挙げ、生徒一人一人が生きる喜びと誇りを持って他者とともに社会を創造していけるように構成されています。青4の付箋をごらんください。こちらは別冊の道徳ノートです。このノートを活用することにより、新しく発見した道徳的価値の理解や、他社から学んだ内容、みずからの考えを書くことによる言語活動の充実や、友達の意見を記入することで多面的、多角的に考え議論する道徳を実現する手助けとなります。

では、5冊目をごらんください。学研教育みらいです。多様な学びの展開を可能にした3種の特設ページがあります。1つ目は、深めようです。青5の付箋ページをごらんください。主体的、対話的で深い学びを実現させるために、問題解決的な学習が可能な教材を取り上げ、学習の筋道を提示することで学習に取り組みやすくしています。2つ目は、クローズアップです。赤5の付箋のページをごらんください。生きる上での考え方の選択肢をふやすページとなっています。3つ目は、クローズアッププラスです。黄色5の付箋ページをごらんください。視点や内容項目の異なる関連情報により、クローズアップよりもさらに視野を広げるページとなっています。生徒の発達段階に応じて学びの過程が質的に高まるように、教科書1冊を通してストーリー性のある配列となっています。

それでは、6冊目をごらんください。廣済堂あかつきです。豊かな自己の形成のために、2冊の相乗効果で新時代を生きる生徒の豊かな情操と道徳心を培います。教材をもとに考え

る主体的、対話的な学習を通して多面的、多角的な思考を促し、人間としての生き方について考えを深めます。青6の付箋をごらんください。こちらの道徳ノートでは、書くことを通して自問と内省へと導き、道徳的思考を一層深め、道徳的価値、内容項目の理解を確かなものにします。別冊ゆえに提出が容易で、随時、教師が生徒の学習状況を確認できます。評価にも生かすことができます。黄色の付箋ページをごらんください。このノートへの記入全てが生徒の心の記録となります。内容項目に準じた問いや内容項目の解説、解説にあわせて図や写真、グラフ等を活用することで道徳的思考を深めます。

次に、7冊目をごらんください。日本教科書です。青7の付箋ページをごらんください。道徳的価値の理解を基盤として他教科とのつながりを考慮した教材で、キャリア教育の視点からキャリア発達の段階の連続性と系統性を意図した教材です。赤7の付箋ページをごらんください。この教材は、2年生では、あなたが見えているもの、3年生では、あなたはどう思うと全てワーク方式を取り入れて、思考と議論を年単位で積み重ねられるようにしてあります。学年間のつながりを重視して価値の多様性をしっかりと受け入れる寛容な心を育む項目となっています。黄色7の付箋ページをごらんください。4ページにわたる絵のみで構成され、せりふは一切なく、自分の頭の中でストーリーを組み立て、議論することができる教材です。

それでは最後に、8冊目をごらんください。今回採択された東京書籍についてです。人間としての生き方を深く考えるために、主体的に考え、対話を通して深い学びへとつなげること、いじめをしない、させない、命の重さを知ること、人間関係を築くことを重視しています。

青8の付箋ページをごらんください。この教材は、いじめ問題対応ユニットとなっており、3教材用意されています。共通認識を図る授業から、傍観者や観衆への焦点の切りかえによる授業、最後は自分はどうのようにいじめと向き合うかの授業というように、回を重ねて考えを深めていきます。さまざまな出来事に触れ、未知の世界へ心を耕すために、心に深く訴える教材を用いたり、情報モラルといった現代的な課題へ取り組んだりします。よりわかりやすく、より体系的に授業が行えるように、見通しと振り返りを設定し、評価にも生かせる記入フォーマットを収録しています。

赤1の付箋ページをごらんください。教材には、漫画や新聞、スポーツ選手や震災などさまざまなものを取り上げていますが、附録にも小学校と同じ教材や郷土資料、切り取り式資料などが掲載されています。ホワイトボード用紙はグループごとの話し合いを行う際に切り

離して使用し、意見をまとめ、効果的に活用できます。

赤2の付箋ページをごらんください。巻末付録として切り取り式の自己評価用紙、ホワイトボード用紙、心情円が用意されています。自己評価用紙は、各教材に用意されていますつぶやきの欄と併用することで、個々の考えの変化や思いに気づく材料となります。評価については、あわせて観察や作文、会話やプレゼン等、さまざまな方法が考えられます。ホワイトボード用紙は、グループでの話し合いで考えや意見を見える化することで深まりのある話し合いへつながります。心情円は、心の割合や葛藤する気持ちの揺れを見てとることができます。

赤3の付箋ページをごらんください。役割演技や動作化などを通して道徳的な場面を実体験できるアクションを設定しています。生徒自身がある場面、状況において自己を特定の役割に投入し、具体的な表現活動を通して道徳的な感じ方や考え方を深めていこうとする活動につながります。動作化は、資料の筋書きどおりに演じることを通して、そのときの登場人物の心情などの理解を深めるものです。対して役割演技は、演技的な表現活動を通して道徳的価値の理解を深め、道徳的心情などを豊かにする指導の方法です。両者は似ていますが、指導の意図や効果は全く違うものなので、教材によって使い分けが必要となります。

この教科書の基本的な授業の流れは、テーマで話し合う、教材を読む、つぶやき欄に意見を書く、考えてみようの発問について話し合うといった流れです。考え、議論することを通して、答えが1つではない課題について話し合い、個々の納得解を得ていくプロセスを大切にしていきます。ここで重要となってくるのが発問の工夫です。考えてみように掲載されています発問は2つです。生徒の心を動かし多様な考えを引き出すために重要ですが、一問一答となるようなものではなく、狙いに迫り、生徒にとって考える必然性や切実感があるものが厳選されています。

赤4の付箋ページをごらんください。道徳がこの教科内で終わる考えではなく、他教科とも関連させて考えることができるよう、教科書の教材名の下にどの教科とかかわるかを掲載しています。この世界の人々とともにでは、他教科である保健体育、家庭科、社会と関連しています。

また、赤5の付箋ページをごらんください。同じ教材名の下の部分にDと書かれています。これは、その教材に関連するデジタルコンテンツを用意してありますというマークです。視聴覚教材の活用として、教科書とあわせて使用できます。

8社の教科書の説明は以上となります。

教育長職務代理者 以上でよろしいですか。

教育研究所指導主事、お願いします。

教育研究所指導主事 よろしく申し上げます。それでは、特別支援教育教科書図書について説明させていただきます。

学校教育法附則第9条の規定による一般図書は、文部科学省初等中等教育局通知により毎年異なる一般図書を採択することができます。特別支援学校及び小中学校の特別支援学級において、児童生徒が学年にとらわれず理解の度合い、習熟度で利用できる教科書、いわゆるホシ本を使用することが適切でない場合、文部科学省初等中等教育局教科書が作成の一般図書一覧から、図書の内容、組織、配列、表現、造本などについて特別支援教育及び小中学校の特別支援の児童生徒の実態に応じた適切なものであると認める場合について採択されるものです。平成31年度使用の学校教育法附則第9条の規定による一般図書一覧には新たに3冊の図書が選定されております。それでは、追加された一般図書を説明させていただきます。

1冊目は、「中級編ジャンプアップ とけい・おかね・カレンダー」です。知的障害を持つ児童生徒がより自立した生活を送るために特に必要な時間や時刻、お金や買い物の計算、カレンダーの読み方や曜日についての学習プリントです。文字の大きさは20ポイントと大きく、イラストと図を用いて視覚的にわかりやすく解答したり計算したりすることができます。

2冊目は、「子どもとマスターする45の操体法 改訂新版イラスト版からだのつかい方ととのえ方」です。自分の体の動きについて学習する本です。体育のようにボールを投げる、ジョギングをするなどの運動を学ぶだけにとどまらず、児童生徒が生活する上で必要な椅子や床での座り方や歩き方、階段の上り方などの基本的な動きや姿勢について学習できます。自分自身の体のバランスや動きを調えること、知ること、豊かで心が安定した生活を送れることを学びます。

3冊目は、「職業・家庭たのしい職業科 わたしの夢につながる」です。主に中学校の知的障害を持つ生徒が職業体験、実習の事前学習、卒業後の進路について学ぶための本です。卒業後、働くことの必要性や意味、どんな職業があるのか、どんな技能が必要か、技能を身につける手順や方法を写真やイラストを用いてわかりやすく説明しています。

平成31年度使用の学校教育法附則第9条の規定による一般図書一覧にある新規3冊につきましては、いずれも特別支援教育及び小中学校の特別支援学級において児童生徒の教育に適した内容であると認められます。

なお、今年度は松戸市内の小中学校では学校教育法附則第9条の規定による一般図書は使

用しておりません。このほか、視覚障害者教育用教科書として拡大教科書を学校教育法附則第9条の規定による一般図書として採択することができます。これは、弱視児童生徒のために検定済みの教科書の文字や図形を拡大したものです。通常学級に在籍する児童生徒が使用することも可能です。松戸市内でも小学校6校、中学校5校の12名の児童生徒が拡大教科書を使用しております。

以上で終わります。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

議案第27号につきましては、これまでの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。議案第27号は、この場で採択を最終的にするということでもあります。西部採択地区協議会において選定をされている状態が今の状態ということで、各市町村3市でこれらを採択をするということの流れでございますので、ご説明のあったとおりですが、何か。

市場委員。

市場委員 基本的なこと、制度のことですけれども、東葛飾西部採択地区協議会というのに何市と何市が入っていて、それはどういうことで決まっているのかという質問と、小学校の道徳以外の教科書は昨年度と同じものが選定されたということを確認したいです。

教育長職務代理人 指導課長、よろしいですか。お願いいたします。

指導課長 地区のこと、3市につきましては流山市、野田市、松戸市でございます。

教科書につきましては、そのとおり、採択されるということでございます。

市場委員 西部採択地区というのは県の教育委員会か何かが決めることなんですか、ここがまとめだというのは。

教育長職務代理人 教育長。

教育長 採択地域は私たちが決めることができます。なので、東葛も以前は6市全部で行っていた時代もありました。でも、全国的な方向としては1つの自治体で1つというふうなところがふえています。それだけいろいろな価値判断とか考え方が出てきているということだと思のですが、ただ、例えば柏市は中核市ということ踏まえて数年前に独自で採択を、という考えを示されたときがありました。柏市は東葛の向こうの3市で東部地区を形成しているのですがそうすると、ほかの我孫子市と鎌ヶ谷市だけで採択ができるかということ、調査委員の選出とかいろいろな条件から、やっぱり厳しくなるわけで、維持しようということにな

ったと聞いています。私たちのほうもたまたま採択地域の規模についての議論がありますけれども、今のところ現状のまま、東葛は3市ずつ協力してやっていこうと、そういうふうな流れになります。

教育長職務代理人 それで1点目で、2点目は先ほどのご返事でいいですか。

市場委員 はい、結構です。

教育長職務代理人 いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 今回選ばれた東京書籍のところで質問なんですけれども、以前いただいた資料の中もそうですし、今説明にもあったように、東京書籍だけがDVDだとかデジタル教材が存在するのでしょうか。

教育長職務代理人 指導主事から。

指導課指導主事 今回、各教科書の内容についてまとめている際にわかっている段階では、そのとおりでございます。

教育長職務代理人 よろしいですか。

山形委員 はい、ありがとうございます。

教育長職務代理人 中学校の道徳以外の部分については、昨年度と同じものを使う、もしくは学習指導要領が変わることに伴って、去年検定すべきものが、すべき時期にはせずに、それを待って今、調整の間が入っているというところがございますので、今新たに採択すべきものとしては、目の前にある道徳と、それから9条本の中の幾つかが新規で入ってきているということでもあります。

教育長 さっきの小学校の教科書はわかりにくいと思うんですけれども、基本的に教科書の改訂のサイクルというのは4年です。ほぼそれで来ていると思います。道徳がいわばイレギュラーで入ってきているので、ことしはややこしいんですけれども、一方で指導要領の改訂というのはほぼ10年で来ているんです。そうすると、必ず何年かサイクルのずれが起きるわけです。教科書の内容と指導要領の内容がかみ合わなくなる時期があるわけで、去年、今年というのはそういう時期にちょうど当たるので、教科書会社は、新しい学習指導要領ができたので、それに合わせる教科書を来年度、今年度検定するんですけれども、そこで1年、これまでも構わないという、ことしは特例で、小学校はそのまま承認するということになっています。

教育長職務代理人 説明も私のまとめ方もわかりにくいと思うんですけれども、とりわけわか

りにくい年ですね、ことしは。そういうことで、今日の前にあるものが主に今回採択すべきものの中心になろうかとは思いますが、全体として全部の教科書をこの場で採択することは、仕組み上はそうなっております。いかがでしょうか。

武田委員。

武田委員 先日、茂原のほうに研修に行かせていただいたときも出ていた話で、評価の仕方というのを、先生方が一番懸念していらっしゃる点として挙げていらして、そういう考え方で見たときに、別冊ノートという形をとっている会社が日本文教出版さんと廣済堂あかつきさんなのかな、先生との往復みたいな形で見られるというのは非常にやりやすいのかなと思ったり、ただ、教科書ばかりに頼るという考え方でなければ、先生方が努力すればどんな形のところでも別冊をつくることもできるだろうしと思ったんですけども、東京書籍の一番最後の期末の振り返ろうというピンクのシートが私は一番気になったんですけども、余りにもざっくりしていて、これ1枚ではもちろん判断しないとは思いますが、何となくこのピンクのシートは何だろうというふうに思いました。中身については、自分の趣味嗜好とか好き嫌いもあるんですけども、一般的な人とかかわりのものとか社会とかかわりみたいなものが当然多い中で、中3ぐらいになると答えのないものに対する考え方を問うものというのが幾らか入ってきているのもすごく魅力的だなと思って拝見していました。一番この点がよかったから決め手になったというのがもし具体的に挙げていただければ教えてほしいというのが一番の本音なんですけれども。

教育長職務代理者 それは指導課に聞いても、ということで、教育長からですね。

教育長 去年とことしと、道徳という新しくできた教科書をこうやって採択しているわけですけども、正直、難しいです。ですから、きょうは秘密会なので、これは言ってもいいと思うんですが、意見は割れています。どこの採択協議会も割れているようです。ほかの教科の内容については、それぞれ先生方の好みとかそういうものは大体、地域でありますから。絶対これがいいというふうには教科書はなかなかならない。その中でいろいろな観点から一番バランスがいいというふうに判断されたのかなというふうに思います。

教育長職務代理者 例えば、現在生きている人の教材が多いかどうかとかという、わかりやすいサンプル数の拾い方がここでもしてありますけれども、例えばそのよしあしとかといったことにも皆さんの意見も割れるポイントで、そのほうがリアルに伝わるのか、それはその人の評価という素材を使っていいのか、悪いかとか、いろいろ気になるポイントが違うので、やっぱり割れると思うのと、どういうことなんですかね、やっぱり公教育としてのおしなべ

てみんなが使う、松戸市内の中学生が読む教科書として、言葉が適切かどうかわかりませんが、中庸に行くことを何となく、検定が通っているの、どれがそんなに差があるというわけでもない中で、その持ち味の中でどうするか、どこを拾い上げるか。余り鮮やかに目立つところは逆に、何となく、これは本当にみんな決めていくという作業の中ではかえってやりにくくなるのかな、とかというような感想を私は持っています。

教育長 例えば、さっき出てきた評価についても、教員としての私の感覚だと、余りきちんと決められていると、道徳というのは内面にかかわるものじゃないですか、それを教科書でびっぴっと質問が決められていて、そこでしか評価してはいけないみたいなことになると、授業をしながら絶対、矛盾を感じる時間が何時間か出てくるかなというふうに思います。ですから、ある程度、先ほどはざっくりと言いましたけれども、悪く言うといいかげんな、そういうふうな終わり方をしているほうが私はやりやすい。でも、多分それは好みなので、そうじゃなくて、例えば経験年数の浅い方々は、きちんと決められているほうがもしかしたらやりやすいのかもしれない。でも、そのことが本当に子供にとっていいのかなと考えると、またやっぱり、えっ、どうなのかなというふうに思います。いろいろな教材が出ていますけれども、その価値観でやらなければいけないんだぞというふうに教え込まれるのが嫌な子もいますから。本当に難しい議論を来年度もしなくてはならないんですけども、この2年間で小学校の道徳と中学校の道徳をこうやって採択して、各教科書会社も多分いろいろな勉強をしながら、つくっていると思います。こっちも採択のいろいろな基準といいますか考え方を、どこに目をつければいいのかなというのは試行錯誤のこの2年間だったというふうに思っています。というところです。

武田委員 今、教育長がおっしゃったように、この教科書の誤差って多分そこが一番あるんだろうなと思って、親切過ぎる導きが果たしていいのかというのはすごく疑問に思ったんです。けれども、やっぱり教育長がおっしゃるように、ただ、生徒にもよるだろうし、経験値が少ない先生たちにとって迷いの部分というのは教科書上の導きが少ないと大きくなるのかなという部分で、研究体制みたいなものがきちんとできていれば、こういうざっくりした教科書も、そういう意味では自由度が高いという逆の評価もできるのかなと思ったりもして、どれがいいと本当に言いがたいんです。共通課題が載っているものというのをお願いして、1つ送っていただいて、1つじゃないだろうと思って、朝来て何個か見てみたら、現実的に東京書籍が必ずしも原文をはしょっているわけではないということがよくわかったんですね。ただ、全原稿をそのまま同じく載せているのが他社と共通しているというものも幾つかあった

んですけれども、送っていただいたものだけに関して見た場合だと、東京書籍さんだけが割愛部分が目立つというのが非常に気になって、3カ所大きく、前半部分の女子高生に対する部分と、手紙文の中の一文と、最後のササキさんの回想の言葉が与える語感という3カ所が割愛されていますよね。最初のはいいと思うんです。だけど、手紙文の中の一文というのが私は一番気になったんですよね、これを外していいのかなとか。

何でかという、手紙をこれから大人になって書くという場面って必ず出てくるので、ぜひ勉強して行ってほしいと思う中で、子供の行動に対する謝罪の後に、自分の行動に対する謝罪の文章が一文、抜けているんですよね。親御さんが自分の行動に対する謝罪の一文があって、現実を吐露するという形での、実はという話につながっていくんだけど、子供の行動に対する謝罪だけで、実はというのと、プラス自分の行動に対する謝罪があつての実はというのは、大分受け取る側の心への響き方が違うんじゃないかなというふうにまず感じたのと、最後の、これを語った方がササキさんという設定になっていて、そのササキさんが思う、現在はやめました、で、ササキさんはそれを振り返って、いつも思い出すんだよねという、何年もたっているのに思い出すという事態の重さの捉え方というのが、それを省くことで感じなくなるのと、つけ加えてあるのは、何か語感に誤差が出るかなというふうにちょっと思っていたんです。

だから、果たしてこの文章の割愛の仕方というのは適切なんだろうかというところで疑問を持ったのですが、それはあくまでも全教科書に共通に載っている課題の中の一つであつて、それが絶対的評価ではないです。ただ、それをどう思うかという部分で、他社が割愛していない意味というのを考えたときに、逆に載っていないものと載っているものの比較みたいなふうに考えてもいいのかなとか、教科が道徳なので、意外と必要な一行だったりしないかしらと思ってちょっと考えていたんですけれども、どう思いますか。

教育長 それは全部の教材で、例えばこの6人全員が教員だとしたら、その減らし方は6通りになると思います。みんな違うから。だから、そうやって一個一個、残念ながら全部の教材をチェックするような時間もなかったのも事実ですけれども、そういうふうに、先ほど言いましたけれども、去年、ことしのこの2年間というのは、どういう新しい道徳の教科書がいいのかというのを私たちも試行錯誤する時間だったのかなと改めて思っています。

教育長職務代理者 道徳の時間というものを、これは中学校ですから、クラス担任がやるということでもないんですか。これはどういう教員の体制になるのでしょうか。もしコメントいただければ。

指導課長 基本的には、担任が道徳は行います。ただ、今、学年体制でやっていこうという、学校によっては学年の先生がほかのクラスをやって、順番にこうやっていくと、そういった取り組みも考えている学校もあるようです、違う先生が教えると。

教育長職務代理者 違う先生が教えることもあり得るし、全先生が自分のクラスで教科書を使って教えるという可能性もあるわけですね。そこも含めて、すごい試行錯誤であろうと思うんですね。だから、割と経験値の高い先生にこういう道徳の教科書を集中させるということもあり得ると思うんです。そもそも毎時間違う教材を1時間、1単元使うべきかというところもすごく疑問で、もっと違う深め方のほうがいいんじゃないのと、これは素人考えで思うんですけども、指導要領でこれとこれとこれと決まってきたから、どうしてもこれだけの分量を1時間1教材用意する。果たしてこれが現場でどのように使って深められて、あるいはそういう今度は研究会か何かで先生方が共有して、じゃ、こうしたらいい、ああしたらいいとまた深まっていくのかというところで、すごく今のところ私は、総花的に教科書は入れておいて、それを授業の中でどう使うかとか、あるいは評価でどう評価するかがすごく分かれるんだろうと思います。難しいですけども、これが試験科目、入試科目ではないだけに、どういうふうに評価するか、今後の研究のためには本当にこれから先生方が大変だなと思いますけれども。

市場委員 道徳というのは、教科担当みたいなものが今後できていくとかそういうことはあり得る話ですか。

教育長 学校によってはつくってもいいんじゃないですか。今おっしゃったように、道徳のすごいスペシャリストがこれから生まれてきたとしたら。

市場委員 今、例えば英語は英語の担当が教えなければいけないんですよね。そういうわけじゃないですか。

教育長 免許を持っていないと教えられないです。

市場委員 英語は免許を持っている。道徳の免許は今のところない。

教育長 ないです。ないから、誰でも教えられます。だから、そういう専門の方をつくってもいいし、ただ一方で、中学校のような成長ががらがら変わる時代ですから、複数の教員が道徳をやったほうがいいのかというふうに判断する校長もいるかもしれない。そのやり方はこれから、それも試行錯誤ですよ。さっき言った、曖昧に終わるといふかオープンエンドにする終わり方という教材のバランスとか、山田委員がおっしゃったように2時間続きで1つの教材をする、東京書籍はそういったことも踏まえて、たしか教材の数は少ないんですよ。35時間、

本当は35個なければいけないのに、30個ぐらいだったかな。そうすると、5時間を2こま続きで授業をしようと思えばできるわけですよね。そういうふうに、いろいろなやり方を各教科書会社がトライしているんです、ことしは。小学校の場合は余りそういう試行錯誤をするだけの余裕がお互いに、特に子供たちのほうに、ないですから、そんなになかったんですけども、中学校の教科書になったら、そういういろいろなトライアルがここで表現されているので、そういうのもいろいろなところでは議論になります。

武田委員 例えば、東京書籍さんだと、その子という谷川俊太郎さんの詩が載っていて、国際社会問題についての話だった。それと、教育出版のほうではスーダンのピューリッツァー賞をとったハゲワシと少女という写真が載っていて、そういう媒体が国語科の先生に近いとか美術科の先生に近いとか、そういうものも結構、各社、載っているんですよね。あるいは、そういう答えのないような感じのものが割と少ないと感じる出版社もありました。願わくは、中学生ですから、人とのつながり、もちろんいじめ反省的に教科化をしたわけだから、そういうものが大事なんだとは思いますが、そうじゃない中道的な答えのないものというのを話し合うと、教育長や山田委員がおっしゃったように1時間でらちが明くかということ、結構深い話し合いみたいなものがあつたら、より時間をかけていろいろな思考をしてほしい部分も出てくるので、何かそれは、教科もその人に任せるというのじゃない方法というのもあり得るのかもしれないなと思って拝見していたりもしましたね。

教育長 先ほど出てきた評価のことを考えても、どうしても担任が道徳というふうにとると、ふだんの生活も全部わかった上での道徳の評価になるじゃないですか。本来はこの教科書を使って道徳の授業の中だけの評価にしなくてはいけないのに、そうやって生活全部が見えてくると、また違う要素が絶対影響しますから。そういうことを考えると、やっぱり副担任を少しまけて二、三人で道徳の教科を構成したほうが、よいかもしれない。教員としては面倒ですけども、でも、それだけやっぱり道徳の評価というのは私はすごく難しいものなので、安直にそんなにほかの教科と同じようにはやっちはいけないのかなというふうには思っているんで、それもこれからの課題ですね。

伊藤委員 いろいろ勉強になる採択会議だったんですけども、私自身はやっぱり、今回の教材候補は、基本的にはすべて文部科学省の検定を通っているし、内容的に何か支障があるとかそういったものはほとんどないはずなので、やっぱりこの中から選ぶとなると、私自身は、それが決め手になったわけじゃないんですけども、例えば、本の大きさとか使いやすさ、例えばA4判を使っているのは非常にやっぱり大きくて、B5判か、あるいはせいぜいA B

判ぐらいが取り扱いやすいのかなというような観点も考慮したり、あと、例えばこの道徳ノートというんですかね、こうやって挟み込んであるのというのは落としてしまったり、あるいは、これを別に扱っていると忘れてきたりとかそういうこともあるので、挟み込んであるのはちょっと使い勝手が悪いのかなという感じがして、できればそういうのは避けたいなというふうに思ったということとか、あと、やっぱり小学校の道徳が東京書籍を使っているの、継続性というか、やっぱり小学校と中学を一つの流れとして見ると、できれば同じ出版社を使ったほうがいいのかないかなという、これはもちろん決め手じゃないんですけども、そういうことを考えたりしました。それから、例えば一つのテーマの後に、最後に、考えてみようとか、小さな項目がありますよね、何を議論してという、そういうとき何かちょっと、考えてみようというのが余りにも簡単過ぎて、2つぐらいしか挙がっていないと、実はもっとほかにも考えることがあるんじゃないのということは、恐らく先生がいろいろな授業の中で言うんだらうと思うんですけども、子供たちにもう少しヒントなり何かを、せめて1ページぐらい使って、例えば文教出版なんかは、学習の進め方ということで2ページに分けて、こういうことを話し合ってみようかというのを出しているのは、むしろこっちのほうが親切かなと。今の議論の中で、余りヒントを与えないほうが良いというような意見もありましたが、むしろ中学生であれば、そういうふうにもうちょっとヒントを与えて、それを先生が補足をするというような格好で持っていったほうがいいのかないかなとか、いろいろなことを考えたんですけども、結果的にはこれがという決め手はやっぱりなくて、私自身は、幾つか二、三、候補の中から、これのどっちでもいいのかないかなという感じはしましたが、結果的に今回、東京書籍が選ばれたのも、一つのそういう継続性というか、もちろんこの中身自身がそれなりに基準を満たしているの、いいのかないかなというか、実際には採択会議では投票したんですけども、結果的にそうなったのかなという感じを受けました。

教育長職務代理者 さまざま、この議案が難しいのは、選定結果があります。選定結果であって、まだ採択されていない。これを松戸市として採択するということについての、要は素材が1つ焦点が当たっているものがあることについて、懸念も含めて意見があります。これを是として、この教育委員会で採択を是とするかどうかというところの採決をしなければならぬわけですけども、恐らく、先ほど私も申し上げたように、進め方とか先生の体制とか、いろいろなことを来年に向けて準備していく中で、我々も注視をしなければならないし、もっと言うと、いじめの問題も全て大人の世界に原因があるようなところの中で、道徳とは何かという話はやっぱり、学校で教える道徳とは何かというものについて、あたかも生物や

化学のような感覚ではちょっといられない、本当に特別の教科なんだろうということで、今後、教科書を選んで、あとは学校にお任せということではなく、やっぱり見ていかななくてはならないと思うし、よくよく、松戸市が独自に何かをやるということではないけれども、本当に松戸市の教育委員会としてしっかりとこれをどう考えるかを把握しながら、現場を把握しながら研究していかなくてはならないのかなというふうに思います。

時間が大分経過していますので、採決に移りたいと思うんですが、最後、ご意見等。

武田委員 仮に何かに決まるという形をとって、他社さんの教科書がありますよね、例えば学校の先生とかが他社さんの教科書を見るということはあるんですか。研究の機会、例えば教科研究とかそういう形で。

教育長 できると思います。

武田委員 一番心配なのは、先生の低年齢化がこれからどんどん進んでいく中で、伊藤委員もおっしゃっていたように、この中で一番適度に親切かなと思ったのは、私、学校図書さんあたりが適度に親切だなと思ったりはしたんですけども、ほかにも別冊だったりとか、いろいろなやり方があるけれども、もし先生方が各々自力でそういうふうに工夫する力があるのであれば縛られない教科書がいいというのも事実そのとおりで、そのあたりを研究に盛り込んでいただくと何年後の結論というところにつながるのかなと想像するんですけども。

教育長職務代理者 他社の教科書も参考に現場で研究をぜひしていただきたいというご意見。

そういうことができるか、できないかと言ったら、やれますよというのが教育長のコメントですので、実際にやる、やらないは学校長のほうでご判断ですけども。

教育長 いや、学校長というよりも、例えば私は社会科ですけども、ほかの松戸市で採択している教科書以外の教科書も何回か使ったり、中身だけコピーとかして配ればいいわけですから、そういうふうなことは教員というのは意識していると思います。

教育長職務代理者 やればできると、それぞれが。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 あと、よろしいですか、ご意見は。

山形委員、いいですか。

山形委員 私も中学生がいるので、道徳から何を学ぶかというところで、ディスカッションをするときに、この会社さんだけこういう心情円みみたいなのがあって、言葉にうまくできない子が多かたりするのを、こういう視覚的なアプローチで表現したり、授業で、授業態度、提出物、全部が評価される中で、道徳の評価のときに、少しでも楽しく参加できたりとか、

ディスカッションが上手じゃない子でも、何かこういう工夫があってもよかったです。この一番最初の巻頭のところの話し合いの手引とてもよいと思っています。対等な話し合いというのを余り経験したことのない子供たちのような気がするんですね。家庭の中では親から言われ、言うことを聞かなくてはという中で、ディスカッションのツールが少しついているのは親切かなと思ったのと、デジタル教科書の、デジタルの教材がここはついていて、いいなと思いました。小学校の道徳の5年生か6年生だったんですけれども、見学したときに、先生が読んでいらっしゃるんですね。先生が読んでいると、子供の様子が見られないじゃないですか。順番に読んでも国語の授業みたいだし、この朗読って、何かツールがあって、それを聞いているときの子供の様子だとかそういうのを先生たちが目くばせする工夫だとか、そういうのがデジタルがあることで広がりもありますし、私自身、講演会で話す仕事をしていて、話していると下を向く子がいるんですが、動画になった瞬間、皆、顔を上げるんですよ。世代だなと思うんですけれども、そこで感じる視覚的な効果も大きいのではないかなと考えます。講演会の結果のアンケートを集めたら、3分の1ぐらい、話じゃなくてその動画で、アフリカで妊婦さんが亡くなる動画だったんですけれども、そんなことが世界で起きているんだというのを何か感じ取ったりしていたので、動画などいろいろな工夫を得て、そして道徳の授業が、数字で評価されない分、少しほっとして、いろいろ心が動く時間になるために、いろいろな種が詰まっていることはいいと思ったりしました。ほかの会社さんで、学校図書さんがSDGs(持続可能社会)のことに触れていたのも、持続可能な社会へ向けてや国際感覚と、その先を見ることや、道徳の教科書も4年たったらまた新しいのが出るんですか。

教育長 いや、先ほどのサイクルのずれを修正するために、すぐ新しくなります。例えば、来年の小学校の採択のときには、新しい小学校の道徳が来るはずですよ。そうですね。

山形委員 教科書は今聞いてわかったんですけれども、私の思い込みで10年間同じなのかなと思ったんですよ、同じ学習指導要領なので。道徳観とか価値観もすごく多様になっていく中で、教科書があると、出てくる事例とかがうまく生きたものにならないんじゃないかなと、すごくそこだけ懸念していたんですけれども、教科書が5年ぐらいで変わることが。

教育長 いえ、ですから。

山形委員 これは2年で。

教育長 2年で、次は4年。

山形委員 次は4年ですね、ということがわかったのも、また、実際に学んでいる子供たちに

話をちょっと聞いてみたいなと思います。道徳の授業が好きだとか楽しいだとか、どんな学びがあったとか、そういうようなフィードバックを保護者のほうも聞いて、アンケートをとってみるのもありなのかなと思いました。すみません、長くなりました。

教育長職務代理者 ありがとうございます。道徳科としての研究を、またこれからしましょう。

市場委員、いいですか。

それでは、以上をもちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第27号を採決いたします。

議案第27号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第27号は原案どおり決定いたしました。

以上で、秘密会を終了いたします。

関係職員及び傍聴人の入室を許可します。

教育長職務代理者 議案第26号、27号につきましては、原案どおり決定いたしましたことをご報告いたします。

本日予定していた議題は以上です。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、その他に移ります。

事務局から何かありますでしょうか。

指導課。

指導課長 ご報告です。千葉地方裁判所平成29年(行ウ)第58号、損害賠償等請求事件の判決につきましてでございます。請求棄却、市が勝訴しましたことをご報告いたします。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。何かご質問があれば、また後ほど。

委員の皆さんからほかに何かございますでしょうか。先月ご報告をいただきましたので、また何かあれば来月、よろしく願いいたします。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 長い時間、ありがとうございました。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議の日程について、お願いします。

教育企画課長 平成30年9月定例会でございますが、平成30年9月13日木曜日午後3時より、きょうと同じ5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

平成30年9月定例教育委員会会議は平成30年9月13日木曜日午後3時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成30年8月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 0時40分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員